

2023年1月20日

原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課
高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）
に対する科学的・技術的意見の募集担当 御中

東都生活協同組合
理事長 風間与司治

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）への意見

私たちは、東京都を中心に25万余の組合員がいのちとくらしを守るため、全国の生産者と共に持続可能な社会の実現に向けて活動する消費生活協同組合です。東京電力福島第1原発事故の直後から、私たちは事業と運動を通じて、被災地支援と食の安全・安心の確保、脱原発と省エネルギー・再生可能エネルギー推進に取り組んできました。

岸田総理大臣を議長とするGX（グリーントランスフォーメーション）実行会議は2022年12月22日、原発推進政策を含むGX実現に向けた基本方針を決定しました。脱炭素や電力の安定供給などを口実に、原発再稼働の推進や老朽原発の運転期間延長、原発の新增設・建て替えなど、これまで政府自らが「可能な限り原発依存度を低減する」とした原子力政策を大きく転換する内容です。

本案は同方針に呼応して、原発の運転期間を「原則40年、最長60年」とする原子炉等規制法の規定を撤廃し、停止期間を運転年数から除外することで実質的に60年を超える稼働を可能にするものです。福島第1原発事故の教訓に基づく原発の利用と規制の分離、原発推進側の影響排除など、原子力規制委員会設置法の趣旨にも反します。原発の運転期間に関する規定は安全規制そのものです。安全規制に対して利用政策を担う経済産業省が主導してルール変更を行うことは断じて認められません。福島第1原発事故の反省と教訓をないがしろにし、国民の生命・健康を守る規制機関としての責務を放棄するものです。

福島第1原発事故は11年が経過した今も収束せず、今なお3万人以上が避難を強いられています。福島第1原発事故では、地震国・火山国の日本で原発を稼働させることの危険性が明らかになりました。老朽原発の稼働はさらなる危険を伴い、新增設では2030年までの温室効果ガス削減や現在のエネルギー危機には間に合いません。放射性廃棄物の処理・処分問題も何ら解決していません。持続可能な社会に向けて、原発からは速やかに撤退し、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進に力を尽くすべきです。

本案に対して、以下の意見を提出します。

1. 「運転期間は利用政策」とする見解の撤回を求めます

該当箇所 前文

意見

- ・ 原発の運転期間について「利用政策にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べる事柄ではない」とする趣旨の2020年7月29日付見解の撤回を求めます。

理由

- ・ 運転期間を原則40年、最長60年とする規定は、福島第1原発事故の教訓を踏まえて、2012年に安全規制として原子炉等規制法に盛り込まれました。規制政策を担う原子力規制委員会が「運転期間は利用側の政策」とすることは、同法とその成立経緯を無視するものです。運転期間に関する規定は安全規制の一環です。運転期間に関する規制政策を、利用政策を担う経済産業省に委

ね、当該規定を削除し運転期間の上限撤廃を容認することは、原子力規制委員会としての責任放棄にほかなりません。原子力規制委員会設置法を遵守し、国民の生命・健康を守る規制機関としての責務を果たすべきです。

2. 原発の運転期間を原則 40 年とする現行規定の堅持と厳格な運用を強く求めます

該当箇所 項目 1、2

意見

- ・ 原発の運転期間を原則 40 年とする現行規定を堅持し、厳格に運用するように強く求めます。

理由

- ・ 項目 1、2 では、運転開始 30 年目以降は 10 年以内ごとの審査で運転期間を延長できる規定となっており、60 年を超える運転を可能とするものです。これは現行の原則 40 年ルールの変更であり、撤回すべきです。従来より運転期間 30 年を超えた原発に対しては高経年化技術評価制度で 10 年ごとの認可が行われています。本案は従来の制度を維持するに過ぎず、規制を厳格化するものではありません。
- ・ 日本国内の原発の重要な設備・機器などの多くは 30 年ないし 40 年使用を想定して設計されています。運転により原子炉圧力容器が中性子の照射でもろくなる脆化をはじめ、経年劣化によって原子炉の安全上のリスクは増大します。また、運転停止中であっても時間の経過に伴い、原発の各設備・部品が劣化します。原子炉容器や原子炉格納容器をはじめ交換できない設備・部品も多い一方、経年劣化に対応した技術革新はなく、電力会社が点検できる範囲も限定的です。老朽原発は古い技術水準で設計されていることもリスクとなります。これらの問題を踏まえれば、運転開始から停止期間を除外せず原則 40 年を運転期間とする現行規定を緩和する明確な根拠が無いことから到底認められません。
- ・ 老朽原発に対する原子力規制委員会の審査は、電力会社の申請に基づくものです。審査を巡っては、これまでも確認すべきデータを確認しない、電力会社に配慮して自ら定めたルールを守らないなどの問題点が指摘されており、安全性を担保するものといえません。規制機関として原発の運転期間を原則 40 年とする現行規定を堅持し、厳格に運用するように強く求めます。

3. 40 年目の特別点検の具体的内容の明示と審査の抜本的強化を求めます

該当箇所 1、2、6

意見

40 年目の特別点検の具体的内容の明示と、廃炉を前提とした審査の厳格化を求めます。

理由

- ・ 運転期間を原則 40 年とし、認可を受ければ 1 回に限り最大 20 年の運転期間の延長ができるとする原子炉等規制法の規定は、福島第 1 原発事故の教訓を踏まえ、原発の危険性を少しでも減らす目的で導入されたものです。原則 40 年の堅持を求めるとともに、20 年延長する場合は、運転期間延長認可制度の導入時に政府が「例外中の例外」とした通り、40 年時点での特別点検の抜本的強化と、廃炉を前提とした審査の厳格化を求めます。
- ・ 本案は公共の安全に関わる重要な方針転換です。「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」や「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」も関係しますが、本案ではこれらに言及していません。本案を撤回し、40 年時点での特別点検の変更内容について関連規定を含めて具体的に明示した上で、安全性を最優先にした国民的な議論を行うべきです。

以上